

○狛江市街路灯設置要綱

平成3年4月23日要綱第10号

改正

平成12年10月2日要綱第93号
平成19年3月30日要綱第35号
平成23年3月25日要綱第21号
平成28年3月31日要綱第47号
平成30年2月15日要綱第2号
令和3年3月31日要綱第52号
令和3年8月2日要綱第122号
令和5年6月8日要綱第95号

狛江市街路灯設置要綱

狛江市街路灯設置要綱（昭和36年要綱第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 市長は、道路管理及び交通安全と、犯罪防止のために街路灯を設置することができるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）街路灯 公衆用道路等における夜間の犯罪の防止並びに通行の安全及び交通事故の防止を図るために必要な照度を確保するための照明設備をいう。
- （2）LED灯 街路灯のうち、光源に発光ダイオードを使用しているものをいう。
- （3）家屋等 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物の集合体をいう。
- （4）車両等 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する車両及び歩行者をいう。

（設置）

第3条 街路灯の設置は、市有地（市道を含む。以下同じ。）及び私有地（私有道路を含む。以下同じ。）を対象とし、次の各号に適合するものに対して行うものとする。

- （1）主要道路及び交差点には、水銀灯又はLED灯とし、それ以外の箇所については蛍光灯又はLED灯とする。
- （2）一灯の間隔は20メートル以上であること。ただし、道路の構造、特殊な事情等により、20メートル未満であっても市長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

（近隣住民への配慮）

第4条 市長は、街路灯を設置する場合は、環境省作成の光害対策ガイドラインの趣旨に則り、街路灯による沿道住民への影響を抑えるよう努めなければならない。

(設置の申請)

第5条 市有地又は私有地に街路灯の設置を希望する者（以下「設置希望者」という。）は、街路灯設置申請書（第1号様式。以下「設置申請書」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、設置予定位置又は設置予定位置の前面が幅員5メートル以下の道路の場合は、設置申請書に加えて、次に掲げる者から設置に関する同意を得た上で、街路灯設置同意書（第2号様式）その他必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 市有地に設置を希望する場合 設置予定位置から半径5メートルの範囲の敷地内に居住する者（集合住宅の場合は居住者又は管理者）
- (2) 私有地に設置を希望する場合 前号に掲げる者のほか、設置予定位置の土地所有者（土地使用料を無償とすることの同意を含む。）並びに設置予定位置に接する土地の土地所有者及び建物所有者又は居住者

2 前項の規定にかかわらず、設置予定位置が私有地の場合で、市長が防犯上特に必要と認める場合は、設置申請書の提出を省略することができる。この場合において、設置予定位置又は設置予定位置の前面が幅員5メートル以下の道路の場合は、前項第2号に規定する者から設置の同意を得るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、設置予定位置が市有地であり設置予定位置又は設置予定位置の前面が幅員5メートル以下の道路の場合の場合で、かつ、設置希望者の居住する街区（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区をいう。）以外の場合は、市長は、第1項第1号に規定する者から設置の同意を設置希望者に代わって得ることができる。この場合において、設置希望者は、設置申請書に次条第1項第1号の規定を満たす根拠となる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(設置の審査及び決定)

第6条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は設置することを決定し、街路灯設置承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 設置予定位置が市有地の場合 日常的に車両及び人の通行があること。
- (2) 設置予定位置が私有地の場合 車両及び人が通り抜け可能な形状になっていること並びにその沿道居住者以外の通行があること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定による審査を行い、設置しないことと決定したときは、街路灯設置不承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(設置の同意の承継)

第7条 第5条第1項から第3項までに規定する設置の同意は、当該土地の所有権等が移転するときは承継されるものとみなす。

(維持管理)

第8条 第6条第1項の規定により設置した街路灯及び粕江市開発等事業まちづくり要綱（平成15年要綱第69号）第4条に基づき譲渡された街路灯は、市に帰

属するものとする。

2 市長は、市有地及び私有地に設置された市に帰属する街路灯について、次に掲げる事項を維持管理するものとする。

(1) 灯具、灯柱、取付金具、自動点滅器その他灯具の保守

(2) 電気料金の支払

(撤去の申請)

第9条 街路灯の撤去を希望する者は、街路灯撤去申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(撤去の審査及び決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は撤去することを決定し、街路灯撤去承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(1) 既に設置されている街路灯周辺の光源が増加したとき。

(2) 既に設置されている街路灯周辺の通行量が減少したと認められるとき。

(3) 既に設置されている街路灯がある市有地又は私有地が通り抜け不可能になったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による審査を行い、撤去しないことと決定したときは、街路灯撤去不承認通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(電気料金の補助金)

第11条 複数の家屋等に接し、かつ、不特定多数の車両等の通行があり、公衆の用に供している私有道路内に設置されている街路灯の中で、市管理外の街路灯については、市長の認定に基づき電気料金の補助金を交付することができるものとする。

2 補助額は、1灯1月につき20ワット街路灯相当の公衆街路灯定額料金に燃料調整費を加えた金額を限度に予算の範囲内とする。

3 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、街路灯電気料金補助金交付申請書（第8号様式。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があったときは、当該書類を審査の上補助金の交付又は不交付を決定し、街路灯電気料金補助金（交付・不交付）決定通知書（第9号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

5 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、速やかに交付申請書に記載された金融機関の口座に振り込むものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

付 則（平成12年10月2日要綱第93号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日要綱第35号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年3月25日要綱第21号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月31日要綱第47号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年2月15日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月31日要綱第52号）

この要綱は、公布の日から施行する。（後略）

付 則（令和3年8月2日要綱第122号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和5年6月8日要綱第95号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の狛江市街路灯設置要綱の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式から第9号様式まで（省略）